

## 〔共同研究〕

## 明治以後の庶民生活と部落問題

報告者 村田 恭 雄

本研究プロジェクトは、明治以後の被差別民衆を中心にした、その生活と思想をとりあげている。研究課題からいって、かなり長期にわたるものとなるが、さしあたっては2年間を予定し、本50年度は文献資料の収集に力をいれる。当面あつめたいと考えている文献資料はつぎのごとくである。

- 若槻泰雄・鈴木譲二著『海外移住政策史論』福村出版、¥12,000.
- 松本健一解説『北溟雑誌』佐渡叢書刊行会 ¥45,000.
- 文部省第1年報～第40年報（明治期）57冊 宣文堂、¥366,100.
- 『教育審議会会議録』（全15冊）宣文堂 ¥140,000.
- 太田雅夫編『大正デモクラシー論争史』全2冊、新泉社、¥3,800×2
- 『昭和特高弾圧史』全8冊、太平出版社、¥1,800×8
- 『東京経済雑誌』全85冊、明治文献、基準価 ¥15,000.
- 『明治年間法令全書』全30冊、原書房、¥10,000×30（一部刊）
- 秀村選三他編『九州石炭礦業史資料目録』全8冊、¥6;500×8（一部）
- 『特高月報』（複製版）政経出版社・一括35万、40万
- 内務省編『明治初期内務省日誌』図書刊行会 ¥20,000.
- 明治文化研究会編『明治文化全集』全31冊、日本評論社 ¥3,000×31
- 『日本社会運動史料』（既刊37冊）法大出版局 ¥各7,000.
- 旧内務省社会局編『労働運動年報』全16分冊、¥各3,800.

## 生瀬の研究視点

部落問題の歴史的解明を志そうとする場合、明

治維新以後のいわゆる近代史の解明がその中心的な役割を果たすとよくいわれる。こうした認識の背後には、いわゆる解放運動の展開過程、ないしは、それらの前提条件の形成過程の解明といった問題意識がつよく働いているものと思われる。事実、このような観点よりなる研究成果が不十分とはいえ幾分か蓄積されてきている。

しかし、こうした観点からする研究方法は、すくなくとも社会史的にみるならば、重大な欠陥をもっているといわねばならない。「解放令」の発布にはじまる被差別部落の歴史は、たしかに、資本主義経済の展開の中での社会的差別の助長、強化の歴史であったといえる。だが、視点をかえていえば、そうした歴史的展開の中であって、**部落だけを差別するためになされた**と確実にいえる事実もまた稀であるということに気がさざるを得ない。

たとえば、「解放令」にしてからが、これと同年に発布された「勾当廃止令」、翌年の「娼妓廃止令」といった諸法令と密接に関連されざるを得ない。「解放令」の不十分さが部落差別を温存・助長したと同様に、「勾当廃止令」の発布によって、「ハリ・アンマ」といった仕事の、ある意味での盲人による「独占」が解除され、ごく数年まえまでは、視力障害者の職業開拓といった努力を殆んど全くおこなわなかった日本近代にあっては「勾当廃止令」は職業の自由を確立するためのものではなく、逆に、視力障害者にとっての唯一の生活の場を晴眼者によって奪われるという結果をもたらさずにはおこななかった。また、昭和八年の「少年救護法」の制定過程における荒川五郎を中心とする衆議院の強硬な反対活動に見られるように、肢体不自由者にたいしても「生活ガデキル」という理由の下に、政府の主張する見せ物芸や曲芸等への出演の禁止は実らなかった。

明治における被差別部落民の小作地獲得のための努力は、明治期の小作人の生活との関係をぬき

には考え得ない。そして、日露戦争後における地方改良運動の中での、部落改善は、日露戦争にともなう戦費と兵力の調達とそれらが国民生活への影響を必然的のものにしたといえる。事実、地方改良運動の過程では、農村改善や部落改善だけではなく、婦人問題から障害者教育にいたるまで、現実の政策日程にのぼっているのである。そしてこの時期は、産業資本の確立を経て、帝国主義段階への移行期といわれる時期に当たる。

このようにごくわずかの例をあげただけでも、日本近代における社会的差別のあり方は、相互に関連し、同時に明治政府の政策構造と深くつながっていたことがわかる。と同時に、こうした全体構造のあり方は、民衆の日常的な生活像のあり方に重大な影響を与えずにはおこななかったはずである。

したがって、解放運動の歴史的研究といった視点を否定するものではないが、それとはひとまずは離れた観点から、明治期の社会的解明にあたりうとするのが自分の研究の目的である。そのことは、明治維新以後における社会階層の変動、それにとともなう社会的変化、他方での先行社会を前提とする差別の温存助長といった関係のなかで、形成されてゆく民衆の生活構造ないしは生活像がどのようなものであったかを解明することになる。

## 村田の研究計画

本年度としては、村田が研究報告を一つまとめ研究所紀要第2号にのせる。村田の研究方法は、(1) 部落解放運動における糾弾の思想の発展を歴史的にとらえること、(2) アメリカ黒人の解放運動における糾弾の思想をマルカムXを中心に検討し、日本の部落解放運動の場合と比較しながら把握すること、である。

差別糾弾は被差別民衆の基本的人権を確立するための運動の方法ということではできるが、目的（それは差別からの解放、真の人権の確立である）を実現するための単なる手段というとならえかたではなく、糾弾という行為に内在している深い思想を明らかにしたいという立場である。村田はここ一、二年、マルカムXの思想に関心をもっているため、最初の研究報告は、「マルカムXの糾弾の思想」をテーマとすることになる。差別糾弾を暴力

行為に短絡し、そこからその運動に対する否定的な評価を引きだそうとする俗流的見解がある。それも、糾弾を単なる手段とみる立場であろう。

（政治的にみれば、被差別民衆のたたかいを抑圧しようとする支配階級のイデオロギー的立場の反映であることは勿論である。）

長い、重い被差別体験の歴史、そこからの解放をねがう被差別民衆のたたかい、その生活と思想を捨象して、糾弾の問題を考えることはできないのである。